

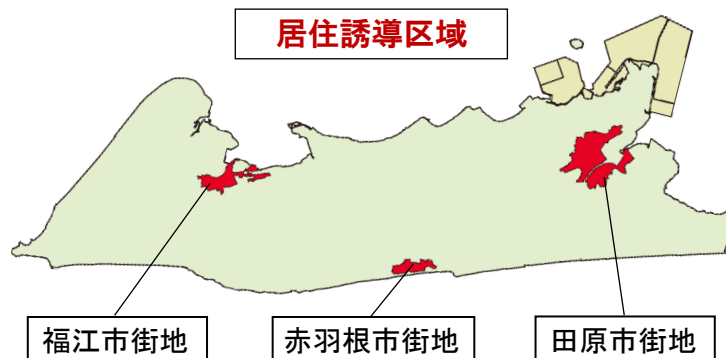
民間の宅地開発を支援するため、新たに奨励金の制度を創設します

田原市民間宅地開発奨励金制度

土地 提供者

田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金

田原市立地適正化計画の居住誘導区域内（臨海部を除く市街化区域）で、土地売買の奨励や道路及び上・下水道の整備を支援することにより土地活用の動機付けを行い、土地の開発を促進し、市街地への居住を誘導します。



● 奨励金の対象

土地を提供する人

居住誘導区域内の土地所有者（宅地建物取引業者を除く）で、住宅用地分譲のために宅地販売事業者へ土地の売却を行う者に奨励金を交付します。

● 条件

【①から③のすべての条件を満たすこと】

- ①土地売買契約日が令和4年4月1日以降であること
- ②申請者に市税の滞納がないこと
- ③以下のすべてを満たす宅地販売事業を行う者へ土地の売却をするもの
 - ・事業区域が1,000㎡以上の一団の土地であること
 - ・販売戸建て住宅3区画以上の分譲であること
 - ・1区画あたりの敷地面積が160㎡以上であること

など

● 奨励金額

土地売買価格の5%（上限200万円）＋地区加算20万円

- ・田原市街地 上限200万円
- ・赤羽根市街地 上限200万円＋地区加算20万円
- ・福江市街地 上限200万円＋地区加算20万円



田原市
ホームページ

問い合わせ先

愛知県田原市役所 都市建設部 街づくり推進課 TEL 0531-23-3535
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

※詳しくはお問い合わせいただくか、田原市ホームページでご確認ください

田原市ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp> ID:1009374

田原市民間宅地販売事業土地提供者奨励金 申請手続き

交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。

